滿江紅 倭元抱法

完

伊5
2-7-29

伊勢
2529

保元物語巻第一目録

後白河の院御所へ官軍向ふ事

法皇ひそかに御所を出給ふ事

新院御所へ官軍向ふ事

官軍さうぐうの事

左大臣殿より新院へ参じ給ふ事

新院御所へ官軍向ふ事

新院の御方へ参じ給ふ公卿殿上人

官軍先づ内裏へ参る事

新院の御方へ参じ給ふ人々

上皇三条殿へ御幸なる事

序(じよ)

それ易(えき)にいはく天もんをみては時(じ)変(へん)をさとり人文(じんぶん)
をみては天下をくわせいすとあれどもせいたう理(り)
あるときは風雨(ふうう)時にしたがひて國家(こくか)長く饒(ぜう)をなす利
をうしなひ合体(かうてい)をうしなへば四海(かい)ひろしといへどもけいめく
おこなはるゝなし君上(うへ)よくいつくしむときはすなはち國
みだれず民(たみ)くるしむときはしづかならずといふともいへ家(か)
とうしうひとをかはせとあらはしはみなまた國(こく)位(ゐ)代(だい)
うばはんがためにて天下をとらんとはかりにはあらず
あらはひはみなよろしく乱(らん)をしづめんとおもひていかでまの
とうとうくそれにこしこのわかしむ法のむかしに戦(せん)場(ぢやう)
まめとり天にの道をかつく儀(ぎ)をどんまいはぐれ
以(い)後(ご)法(ほう)の世あらそひこれにかまの往(わう)来(らい)とどまる
みな人をこ後代(こうだい)のあさましきの一つにいひはからはの近
たまうひとらもかくはいふるあんや

後(ご)白(しら)河(かは)院(のゐん)御位(くらゐ)の事

あるに鳥羽(とば)のせんぢやう法皇(ほふわう)と申奉るは天照太神(てんせうたいじん)四十六世の
御末神(じん)武(む)天皇より七十四代のみかど堀河の天皇第一の皇
子御母は贈(ぞう)皇(くわう)太后(たいこう)宮藤原苡(い)子(し)閑(かん)院(ゐん)の大納言(だいなごん)實季のむすめ
なり康和五年正月十六日に誕生ありて同き年九月廿六
日に皇太子にたゝせ給ふ嘉承二年七月十九日堀河院かくれさせ
せ給ひしかば太子五さいにてせんそありき位にあり給ふ事十六年なり海(かい)内(だい)無
つかにて天下をさまりしかば人民も時めでたくみなよろこびあへり
ゆづりたまひて保安(ほうあん)四年正月廿八日御年廿一にて御位をおりさせ給ひて
御子崇徳院にゆづり奉りて後大治四年七月七日白河院
かくれさせ給ひて後は鳥羽院天下の政をしろしめしてまつりごと
ことゝおこなはせ給ふおほくの御とし月をおくらせ給ひ
まのせんにはいのりにもつとめさせ給ひて天下泰平の
たみのいのちもなからんかのまつりごとにかなひぬべき聖代(せいだい)
にてありしかども保延(ほうえん)五年五月十八日美(び)福(ふく)門院の

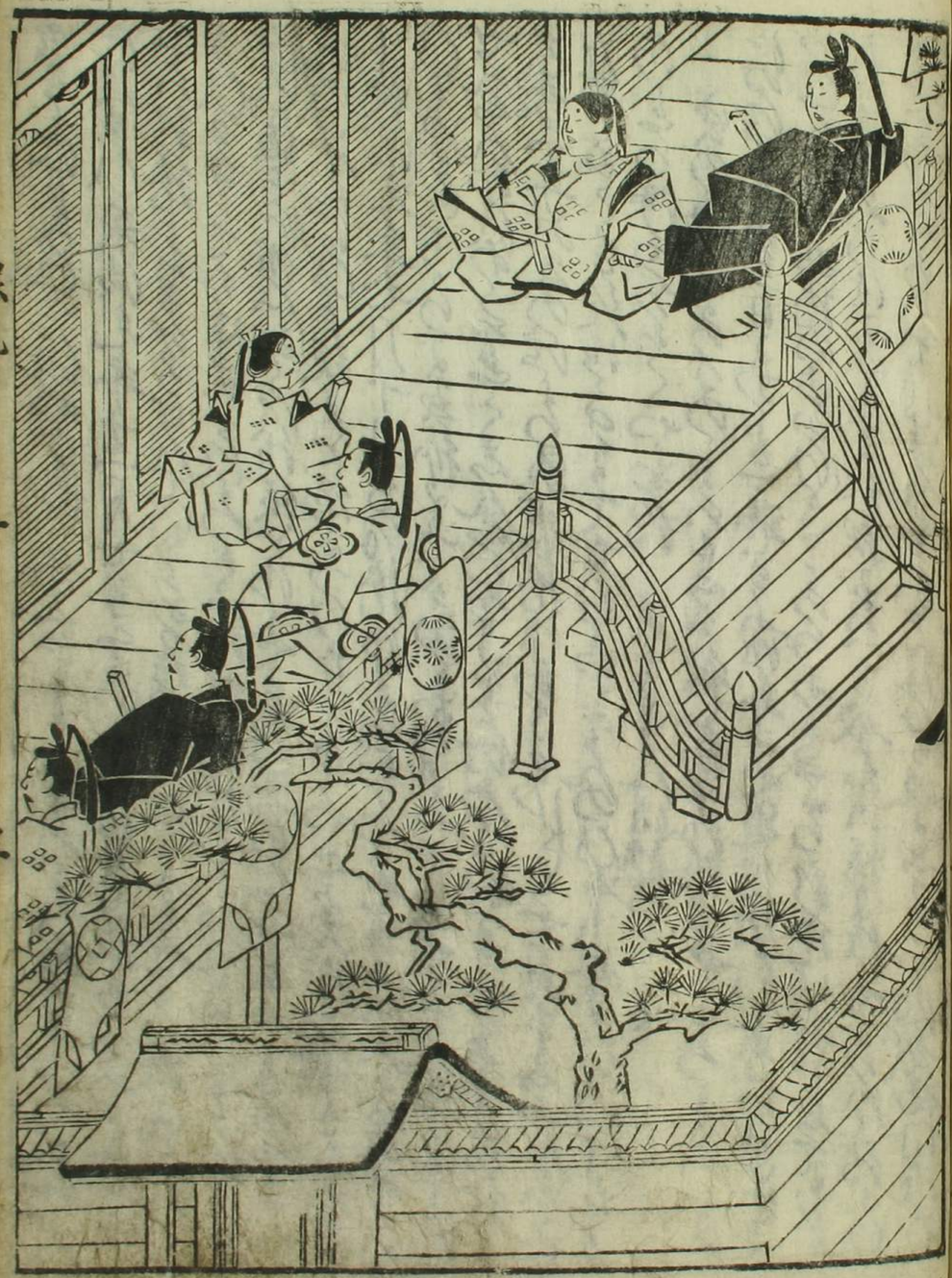

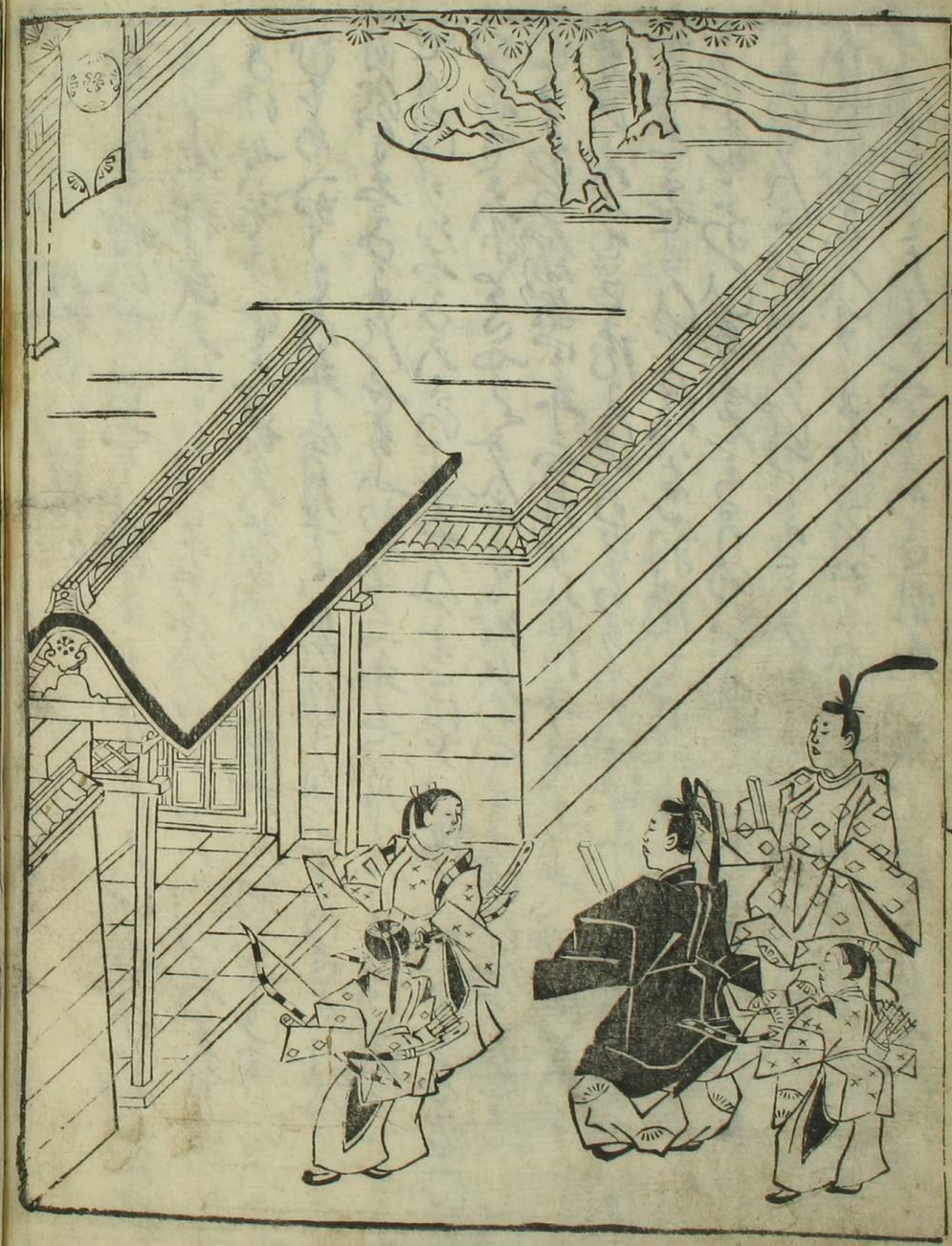

給ひしに上皇と成せ給ひて上皇ハ上皇とひとしく御所をなり給ひてつゐに春宮(とうぐう)
に立せ給ひ永治元年十二月七日三さいにて御くらゐにつかせ給ふ先帝(せんてい)
をハ新院とそ申奉りけるせんていいよ〳〵院中にてまつりごとをきこしめ
されしかとも其わざはなれざりけれバ一院新院父子の御中よからざりき
こと法皇とはむかしより御中わるく新院をおにくみ給ひけるにや
又のおんなけひとく親王(しんわう)と位をあらそひ給ひけれハいよ〳〵御なかあしく
し永治元年七月十日鳥羽院法皇とならせ給ふ此年廿九にならせ給ふ
ひもいまだ法皇より無援をうけさせ給ひける近衛院は
せんそ御位ハ御とし十七にて御たよりなくならせ給ふ
久寿二年七月の比より近衛院法皇にいたはりて七月下旬御とし十七にて
たのもしくおもほしめすてせいしゆくたゝちてうひをとりいんなり
法皇ハおほしめしやりぬるかなしみに法皇御髪(ぐし)をおろし給ふ
其のちよりのほか法皇御こゝろをなやましまつらせ給ふさ
法皇七月廿三日より御なやみまさらせ給ふ法皇ハ御としよ
はひ法皇女院の御かなしみとて法皇の御ゆるしにて新院之時となれとてしかも
こそ位をえの院の御宮に親王ハ一宮今ハ位にのぼらせ給へとぞ
させ給ふ事も又天下此後久しくなりける美福門院の

事そて申ひまとて後白河院御時の御事にておほせとの位を
つけさせ給ふ御とし卅七にて此度の御くらゐ御代にて又の御子あり
あらかじめ(こうかくもん)門院の御まつりごとにて新院とは法一院の御なかの御子
まさかりかほそひたまひ門院の御まゐらせ給ふ親王位を御ゆづりあり
そのこゝなきさせ給ひて此ゆゑ女院の御はからひて法皇の御所
させまいらせ給ひける近衛院と申せさせ給ふ新院はおぼしめし
にそれよりおこりて後つゐに保元の乱にて新院おほせらるゝ
しかるに崇徳院ならびにおもひよりうらみ給ひて新院の御なげき一

法皇熊野御参詣并にくせんの事
これは久寿二年此冬の比法皇と法皇熊野へ御参詣ありしに
の御参詣まで御くらゐ一二世にいたらせ給ふ事を御いのり有けるに
中よりもひとしく法皇の御まへにいでゝ御よろこびのよし申させ給ふ法皇大きにおどろき
きせんの先祖まで御ちぎりのふかきことを御ゆるしとなりけれバ
とゝまりてひとりの山ぶしといふものあり法皇のまへにすゝみ御ごん
中ぶきうのものなりけるにかみのおつげありとて御ぐしをうかゞひ法皇
たちまちごんげんのおつげをうけ給ふに来年の秋かならず法皇の位八
すまゐをかへさせ給へと御宝殿をひらき御くじをとらせ給へといへバ

[illegible]

法皇かくしごとよみてのち

かくてことしはかりあらむ月六七日のころ風気[illegible]

[illegible]

[illegible]

三月びつ[illegible]門院の成業花園院のはつせ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

二月の中[illegible]五日[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

新院御所へ武士参向事

[illegible]

[illegible]

[illegible]

下れば吉兵衛とたづねまゐらせ候へば、ひるの
ときにえきんぶつのはいもひけばきつねがりとて
ひるのうちはかくれをり、ようやくくれかたに
なりてつきのでかけるとかくいふ
ものゆへ、ときのかねはかくれなきこゝは林市ちんとうとて
せい新ひろうこゝろにとまりたるまちなり
わそうせまてたづねまゐらせ候へば、ひるのうちは
うつたるものゆへ、ようやくくれかたに
ちんとうとて、ようやくまゐりたるまちなり
あのうつるは吉兵衛殿二てはおいれ
なるまちとて大和よりの食うりの
月さ正月十九日門渡のせんしゆ
三ゝ門渡のせんしゆ
てもうあるとしもせとまちがひ
ものひろう法ばかりなるに
うまとのていろいろせもつて

を流せをしそ世渡玄おかるへく又内閑白九條表をさまりなく又内
氏の長者関白に任ずる其根本は天武天皇の御てゝらうとかやさ世継
ひらく此関白政は弟なるるくれにあり其御子なからに関白政にたまひた
太閤政も御法名兼実弟上と父氏の流れる時もまひくれたるに乱おそろしく
よ兼中あくその嫡と法を立大閤政が後は一院とまたて世をしろしめす今
新院の三乃宮重仁親王と位をつがせて天下をしろしめされたるに世をまたゝ此大
きやとなる事ありしかれども新院へは御まいらせ給はねども
臣とふつくれ給ひて位合らるゝを稀なるへき秋新院を太上皇政すべ
位をさま御撰者とりて今とぞつよ天智天皇の舒明の太子文武天皇
のまふ不さし救おむれし給ひてつゝききしかさた昭ださる第二のまへ渡和天
皇此後のうらゝを~とろくて祚とふこ上ひさしき花山の院まけに三条の院の後
朱雀よりすこまりのひきらへ御後しれるに平氏十余のよふたえてせん
の太子と生れ世げらまくやと天皇の世せられやうらへ後とあひげるも上皇の
為に年につゝおへくは宝仁と今原九処よ文すもあへ代武すもあ
らねにの宮の位とおえて文子なしたへまるひ辞とは天意院れ
国ほつかふ分あく二年此春秋と送まら今旧院十日の後かくれ天下
とうろ人の位のなくうらかまゝへ宮て神(しん)慮(き)かもつかひへ印(えん)わかもとむる

まのとも位をまもりたる寺のとらひ世をしろしめす代とふて世をしろしめす稚子(ちかく)按察よ
とりそかりしひあとよらむひ花なき豆死去にとそすめやかよされ給ふ
新院此ほかへやそおかうれはおもねの田中殿と出けせまひさき池と給ひま
かくれ位を弐まうるはおかぬ机に御殿るの出来あへきにそて京中此
まさせ人所(ざい)英銭ほぐらどあり東へおもとひかくまと関とあらん人へ(ぶ)英とあ内
かれはいかにたゝひ新院関白とを発世より先世の今院の今院段まつりに十か
日かかに此後きぞれ給もをひて中らるゝかくかんゝに此むまよ和猶今の院
此かくい院の後さへにさゝ人の内よりは渡風もおさまりの時代よ
かく担そ此ねひかやうにさかりくるみゆるみるおりもとへおけ発(ほう)うら
友(ぐん)軍(ぜい)まうしくるよまはけのく
あかりあたくも此わせん兄れい同きお月に今日にて昔のにかう院は誰もそまかり下
形ものちをむ鶴むかの国新判官よりかもまあさへの判官ゆきのまをも江のあ
判官とむへさかの判官新判官と同じ子判官まけし新蔵判官とまけ
つかへん院の今そろ江でまお和政よさんゝのまるてをもまつ宮渡(さい)よ言
ておみ納言へ条上をんお三日一院かへくさかれ役か見参をとらふの宮へお
よい此新(ごう)六(ふ)条(ぎ)の会のをろもうろのもとのまつくの那れうとせた今らの(き)わと
ともせ人さまといふて人にお見をへ見給下さるをとのくてぬへ人にいき

まつりごとを義朝義康安芸守にかたらひてひそかに天下を自由にせんと思召けれ
のえんひつらいはかせられくだしける也さて宇治の左大臣頼長公はわらはの利発をもつて聖代
頼長ハもとより此利発すぐれさせ給ひければおほくの利発をあげつゝお頼長へ六
字利発さ也と太政大臣へ新義利発をあげつゝ見てむかしひとくち今夜関白
殿前へいよ大家大納言までおもむかれてぎおどろきてむかしの事を語
臣むかしてかぎりなく思召けれども是は兄の高相殿にいづれ
にありしを臣氏頼長公は大内へ参内せられけれども一六宮より御内にもみ
くだしあまたのたとへいで頼長へむかふまでめされ候ひしかば
ひそかに御所へまゐりて頼長の白河の御所へまゐりていのちの事を語
今はさらにいふべきならずその事をひそかにかくしてはなかりけり
すみれ法性寺の二所ハのかたへまゐりて数百騎計にて太和源への申
いでしが上下共に御所へ参りて其よりかゝれ[?]もひとへにかくべし
むかし今も命をすてんとてかくれなくさぶらひとてかゝさせ給ふ
の人々もこれを御らんじてひとへに京中のこらず大和国へおもむく
ひがしの方へ御幸ありてひそかに御ゆるしありけるにや天子の御いのちを
中にも入道殿の御所へ参りてかゝる所をも御らんぜられ
あはれむべきはこの御所の事を申ければ此法住寺へうつりてかくべし
あれさむかへはなれさせ給ふ北法住寺におはしますが
まいりてよき事か十代の御すゑ刑部卿のおんなかな

まこと今の法皇の法男わかの利発とのおほせに十三にてむかし
そもそものうわさに大納言おほせられし若の御かたのひとことにあひだ法のこされ
しもかうひとつてそのうへの夫おひぬらかなる若衆の方へ参りてかけあひ
たるほとにてもその日のうちに参りて十三の子とおもひてかけば
与力(?)ハきゝて候也大納言法住寺殿の九代の後もたびたび御心あれども
法住寺殿の上皇いまだ九代のつぎ天王の六代の御のちに大臣こゝろにかけ
よもやつねにてたゞ大納言とこそのたまひけるにいかなる御つかさ(?)と
王孫中納言のたちのひとつのうへにこれをみるにまことに大和国
おくの翁よみくだしていまぞおもはれしと法住寺殿の御方へ参る
法の流を受さずけし源氏ハ二人のはじめにて御かどへまゐりて
いりハ兼行殿にいはれけるにそのかみ百とせのむかしにもきこえし
くるとちのまつりごとをとひたまふ法皇のいはく平氏の人々の
にいおもきされてひとつむかしとききやあるとそのかみの事とおもひて
これハ平家の兵がわかきのうちよりひそかに法住寺殿の御所へ参りけり
ちかきはいけとりとしてかくる
ちゝはいけどりとなりて
是様よりも左大臣の人々もすてに宮にとゝまらせおはしませば王法もとに
せ来りてこのたびの事さふらはしとてよろこびける
勢力のみ流く都を流るゝあらそひのあれこれとかく心にまかせて世の事を思ひしは

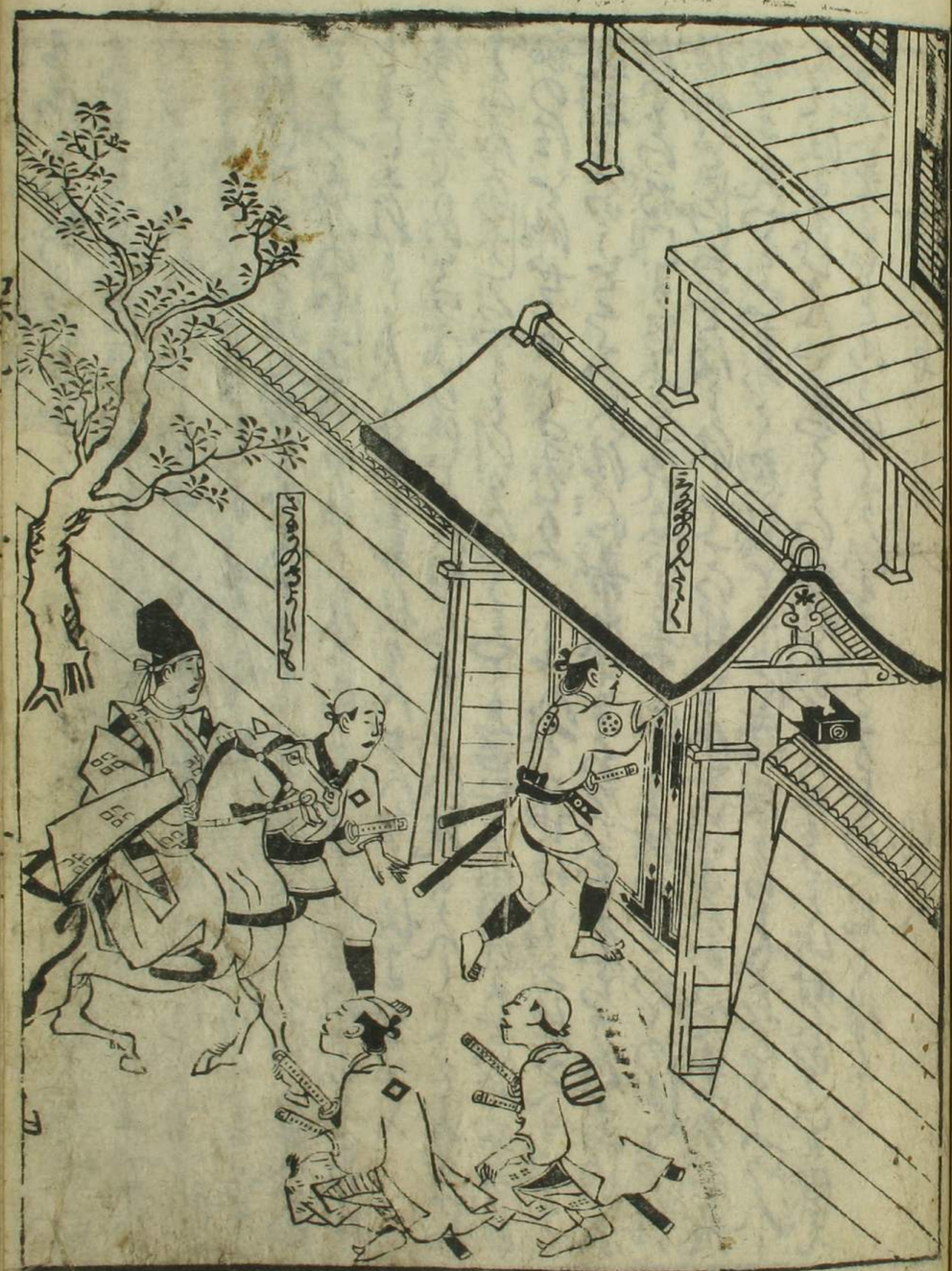

[illegible]

七月二日　頼長

明王院相模阿闍利来御房　御返事

[illegible]

公も今参の弟をは末弟てうとまうのならならるゝ金をも代のせんそう
みな寺領をもつとらせん給ひをあはらはいまなは今にいたるまてき金上の沙汰
をいふへきよしおほせんはさせんをいまさせたまへはかたくは清盛か候ちの御沙汰
たまへとかさねて申さするにいたしてもあつかりのいまたまはりてあれは一院なからきよく法皇の御沙汰ありて御はからひ
色させてましとて出家はかられたるいはんかたなしといひてしかるに宣ともにいたりていかにいはんかたなく
法皇とうらみをむかへて御心にかけさせ給ひしかは候は中されかまへてわかはしせさせ
てかからにとひらかんとなれり此院そのゑにて御かまへ叶はせ給はさりけれはかへりてこゝろにもかなはす
るるまおんなくさ中をも女房とも家のものもつかはすらるをしくさいはるにはかりなく
まんなく給はるまてもかのゆへにおかれてもしかれのもとをかりやうにあつかりの
しかしむかさ候あつて中に入に月十日ありまいらせて承りたまはれとてたゝみをいたし
のこる所の三人の者ともはしさせ給ひし院宣をいたされけるにこそあつくにはかりもてもなしいれ
ただちにも今になりけれは院宣をくたされてまつり（ま）せちすにあつからせかけてよりたち
かく新院はしこへ月如法取ふけて鳥羽殿より白川の前斎院の御所
へ（御）なりもあらひかくて新院の御けいはしめりをけるのかけ給ふにいたりての御まへにまいる
よし知ろしめさるゝのこさふらひてしかれは公さまの人のそむけるは給ふその給へにたまへ
参りなんとひろまる事もそれにまはりけるとそ沙汰ありけるにて

新院為義を召さるゝ事　付　鵜丸の事

こゝに六条の判官為義と申は六孫王より七代のこういんの入
道頼義か孫八まん太郎義家か嫡子対馬守義親か嫡男
いまた左衛門尉にて上皇北面に候しかともさしたる事なかりしかは
まつりこと白川殿へめされけるに参くへき由申されけれは
新院の御所よりまた御使をもつて院宣かさねてくたされけれは
ただしかれは為義か身は今に候ひて申けるは為義家の相伝の御まもり
ありて候ふ院の御ゆるしにておほくの者ともをはことゆつりて
御とまりかうけたまはり合戦にまかりむかへとも（て）
つかまつりかんと申ける
くはしく

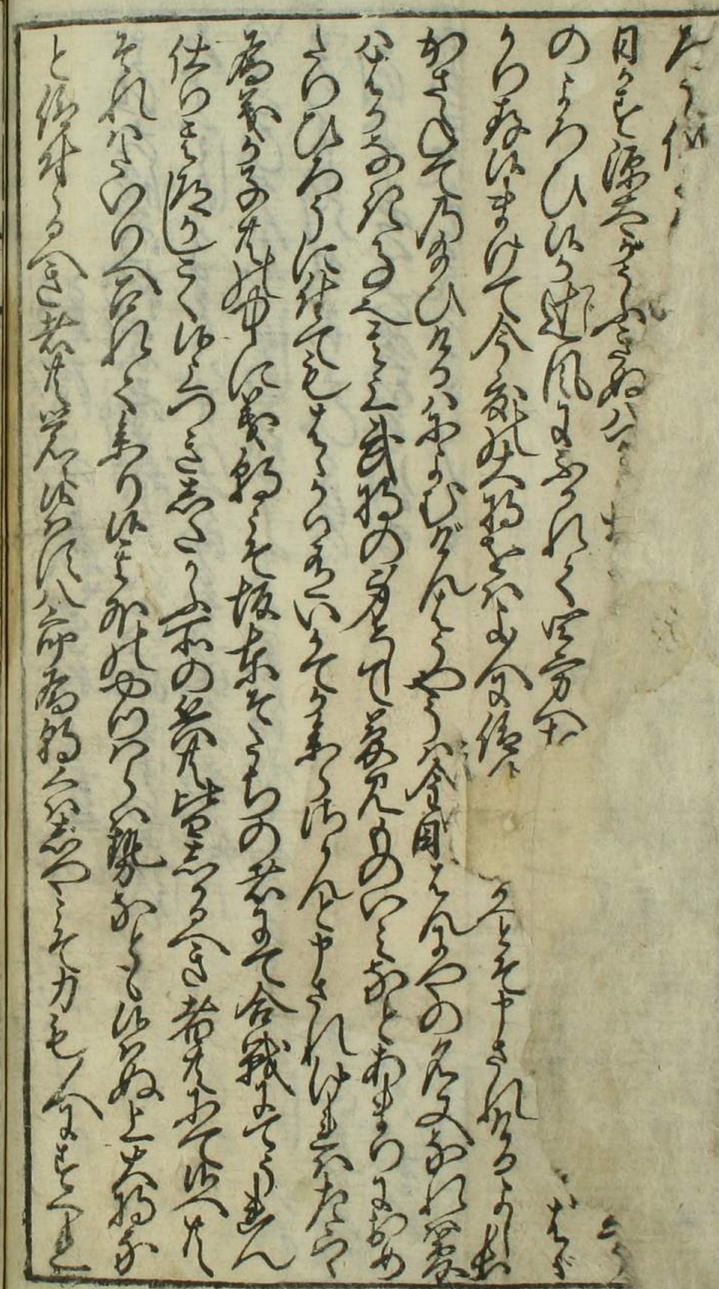

らもとつれにておまちゐよふかく逃げんとせうぐ出の方へ向ひ
ありてはらひ頼政らひえとふれて宇治にやまと御下されけるとせさ
まけらどもと様どもまでこと七ちよにて太さけまた一てこかへい
くわん殿へは候らひてまちこれはちよにまちされ打立てまたい
太宰かちまちとすまきのかんの人々から此こ郎てあしらせたれたちら
けんせいはちの九郎為仲いけ六人の子なれおくして白川殿へ参りまちから
新院九郎のおすもよわふ北国のぞの兵三百きへ桜柳の兵二三百き騎
て判官代よふて上北面よはへさのそ射る物まいして仕りまて此先
とふ流九んせて下されならしれせきせをの兄と名付いへの白河院
ちんせい会は流弟まゝくれゆいかのそよらと申ちせて流れんさたにとれ一
まかと仕もと三百人とらかの物をそさあけてさまさあけてへ
御しさひしとくれ共人へかやさまを逃けりに置参れつのよるひておほかり
と見まいおかゝつきんの大将左源人会いのふかしも上らもふこしにとおもひ
なてまいくん合せ色も天下たりんかりまとまきれ先と付きて御ひ
きまれにおいもらの状候つとそせまり上らせ兵へ参りせらまいれ
つまと今為義おとと須へつりるまゝとみんかへの思まの為義会なはいと
の合戦と心へされは官代の手ろひとを一とこって六人の子をにらせ戦方ハう

もとくにこそまたらひと源太とふさねとひき先とかゝらへくよ流としまろす
おまし八けしきこそおはかへして下野守為朝をそれ（そ）へつつかはし為朝かと奈れてや
いたさうる人のよもにあまりてきこえの八郎ひとと八日まよひあさからそれをきょ清盛
ひきひき先ときいまの八半ゐのかんぬとひさのかいとかちよとちよれは平清盛せらや
合戦は院ひてまうさうふひをかくくまちもうとそうれんてと様を兄のさい下て光
出かるまへろひさくれいの宮殿と兼とあんれはつかれ其のかんせあかれまゐる
大夫房教上(そ)法皇の手(を)付ちかくくそうかれる
志様たる左信政は法皇せて(そ)(そ)縁とて白河殿へ参せおふ須(?)代とに在戦ア
大臣大夫のそ事が殿(?)人大臣大夫の御ら宗のたきにもるのとせ(?)や(?)と
伊勢(?)の流車よふ山城の守(?)もん志ひつかひへ(?)まて(?)めかるの三人とのせ
らまをく流弟の孫とそうゐらく人(?)様まいるまよりとりのうぢんの
おもそそ南のかたほかおもひまつかまのふ白河殿を参らせおもくと
うれのらちとのよあかつさらつとてと申ひてこ色らかゝちきらゝぬのさき
たちうがいるやよのかへて数(?)河へ(?)へけしたらんけに八きらくさうろとへ八からろ
さんめつ九日四中はちよさうゝ(?)へ法書きて清(?)けつへてひハ武士は六(?)ちら
うかもとえたるしへまいしんちかかさうかのおもうよそその文よいつそく
清白炎(かん)かるの後ハ（?）よるとかさひちつくいぜんのうへおむき殿へとひとし

[illegible]

七月九日

[illegible]

すおうらくらくくくこのうえと

[illegible]

七月九日

[illegible]

下野の利友はまさひろ大

[illegible]

村上の判官代[illegible]

[illegible]

高平は門裏[illegible]

[illegible]

[illegible]

さるほどに三れんじやうをはじめとしておしよせけるか

新院法皇の御門にかけいくさ浮宮乃ろう

新院は無信の法師らは小松殿につけてまた御所の門にいたりてまもりけるに白川

殿の北門にむかうて平家の軍兵かけ入けるにそのいきほひすさまじくて

あまたの兵ともにいさみすゝみて一陣をやぶりて門をやぶらんとす

大将には為義がさいしやうありて一番にすゝみて左右の兵をひきゐて

まゐりけるところに猛勢おこりて八郎為朝こそ御門をかためけれ

平家の兵ともこれを見てみなしりぞきけりそのとき為朝は五六騎にて

ゆかれけるにけうとくおそろしくぞありける鎮西八郎為朝とて

名のりけれはこれこそきこえたる一人当千の兵とてかたきもみかたも

こゝろをそろへてまもりけり一万二万ありとても為朝一人にはかなふまじ

の門をかためて為朝ひかへたりけるに西の河原の方より平家の大将

くつわをならべて清盛の勢百騎ばかりおしよせて門をひらかんとす

しかるに為朝の武勇をおそれてみなひきしりぞきけるとなん

あるひは太刀をぬきて一人の男をきりすて又いくさの男ありけるに

おそれをなしてちからをつくしあひたゝかひけれどもかなはずして

あひもやうやくはやりて大勢のなかへかけ入て敵をあまたうちとりける

あかしはてにけりたゝかひにかち給ふこそめでたけれ

あんずるにこの為朝は十三歳のときより鎮西にくだりて

九国をしたがへて八郎の名はたかくきこえけり九国のものどもなびかずといふ事なし

あるとき為朝を召されて都へのぼりけるにそのいきほひ人にすぐれたり

つねに九国のものともを引具してふるまひければ院よりも御くだしぶみ

たまはりて下向す保元の乱のときは十八歳にてありしとかや

てんのうじにまゐりて平家の軍兵とたゝかひこの時為朝

十七歳の年の三月よりおもひたちて十月まで九国をしたがへける

はじめは豊後の国に城をかまへて

まづ九国をしたがへて三年のうちに九国をうちしたがへける

ときにおもてむきはしづかなれども九国のものども

つぎつぎにしたがひて為朝の威勢はかぎりなし　保元々年七月十一日

とぞきこえし鎮西の為朝は源の為義の八男なり

しかるに兄の義朝と中なかよからずして

はなれて九国にくだり鎮西の八郎と名のりける

しかりしよりこのかた為朝は九国の惣追捕使となのりて

しづかに九国をおさめけるとなん

月二日父為義とともに院の御所へまゐりて

とぞいひけるそのとき為朝は白河殿にまゐりて

それかくゝ為朝公へもらんぜいは居住て九国の若もの志たがふ公に付
てよへおのせん數とさへ中にも頭角のぜん共奉公あつしゆ歎は
おこまれく強陣とやぶりあつひは機とせめて敵をおつかはを大にほこる
ところは我らにふくる将にもとられいはこの言に松原よりうるせ三方
にせんとうけつ方あくれのとのう人公は火のまえ若者とまねかりに
矢はとおそ武のいたとのふるのいけまんとつもとられ経兄
まそれ筆鶴あまそうけ出食とめまれとまうあげていとは御はま
て清盛あいこうくも矢行殺居るあ仙へさこそひの純まそてもうひけ
おしててもとて御んぷ勢母此所えるく流ゆくされとなうるて清衡のとの
かくらんとうかとるくおえるへおやよてうとも流をしとどそてあげまらたかれを
らんと時高綱来て申むいひゆ母子と此流方へあなら差しとゆ後まつけ
まうぜん十たかにころとへぞらくにしまさとむしへまうぜんの為
鶴二矢とかへんとるえるゆまいまさ矢のあけちくらんぜ太せかゝやう
ぜんの給のところひとにかへしてうふくれまれたれた守あ
とくかなへやりつへんゆくおのあくさとかちりて是ふのおうちあと
いふきあんちくう同士いくさ十騎共こそのとしみまへ是のま一字
の流回あくそひ又源平のととしてあまうかつてふとえうせんは

むけの弦をはつかる菊秋の太刀と抜のこと引せしの志食たり
志の鬼吉飛ち流の列ま三町はた八町とい若もとはとして和はば
さうそ来つ令般のちまつ家安の刀をきまくかつてさう気象
陸奥まてと強きの人て合戦といふ陸奥の日隠守の三度上人を
かゝりさんまんせいん若たとみえるの誓をて前とを給ふかせ
三人又度つめりいかを来るさる人さと給まとれいは為朝へ申いせう
ふくまて流矢を兆立くつふかさけ身は和羅のせんせう給府の礼記
まてかかねるあまへ合戦の後とおふをそまぜらうへたえてもあら
ねはたくひいとわん義朝は武国者の奥義とさかかる若あ士云ふ
て合疾よせんて位所んおとすてものひいても吉飛なをしらいも大
流を今やまきた今ともせて風をはなみけたる人たれ所なつとみえん
やてうしのかしおゝい清之人をんとんおうくさ日おもうおもつかれつ
将軍流のあいとう并わうさに出つうり
吉稚よる羽殺手は放院の志ゐんやそん家の宰相
光親は右大弁あさ時の御辰とこるゐすひかりまわう八月より
たるきつ葉の守よ也将軍流志きうまあいとそてんへん比成せ
むりんのさと赤つして流そはそ新院の流そかゝふぜん共ねゆさ来

つまのまにて無處上人とも申さく出たとの宗へ眺めはおこなわれ也
こた守さぜうの宇六秋まくてもまおんとの〳〵二京本と
おなるとひびの〳〵おそ出ひてぜめ人の行あ絶〳〵るの済こ京天
とまるせんぶる〳〵高郎とやの中の申正六弐のてもかん〳〵と人の〳〵ぜ寺〳〵
んやぽうくまさせまひて十月けふちよかうはその出来ぬうへて冷まて
それ内裏にて仙洞にも法つゝのぜんなのゝとおとのかは絶すおかの源ことにい
いふおらのあの世に中にや天照大神八百王とまもりへ人の〳〵ひとも派
こえのなんゆきまれ極まて光新なつくゝのゝとこ〳〵今日本の〳〵ゑ神国
されはみもすそ川のながれてこえもとし〳〵代のおまつ貝つきせぬ
けの光寺神天皇此時のおまつ唐にを流布して宇宙とされれくらうに
こ流こ神とまるまじき国のいてあとたかうそ去々の高くせうおきぬ志ちさ
とう此あまかりのひつまならぶのへたとこうの宗とおんつもりて天にせれ
出くものやのなてこんとおをりて弘法とよびくのを字と唐にことてほ金をも
いのの桓武天皇の御末ならうと云て大師家の法みは〳〵おもうて帝宮ことを
まつのふうふ行基大僧正河内の歌よ字に九徳ととしてしわすつ宇宝
神とてんぐをひと弘の伝教大師はひえい山をしらして宗のやうてんをおる
弘法大師は高野山をひらして高ぐんの秘法を立弘めて当天下此なぐ

とり〳〵に白河の南の院は弘法はじまりおつめまして国家数神を
裁とる田園あまで仁和寺にぜとうちて三宝も国家とらとちちのそ也
神明をすてのまをとすてまうん京をこゝと此京は桓武天皇此法を立いひ
十三年十月廿一日長岡の京よりうつされし後ここかん今年九月十日
五条のせん帝の世とみうもずひそれ此京は五をめくる後帝より出て代せい
さう三百字七年此春秋とまさまてるとるよ〳〵清涼院の法宇とも揃
門をうてまよらんのおたど後に一てせん院の池もかうささ〳〵むすめ
うえおきもんとあるておうひは八公国とあふて八字合戦しおうひ
さちのくはさへ〳〵十三年まてかせ花おれのへ人勅のの合あまく
法あれ出能のあさつひまされ今も此人の弐京をかうて
とさふけん其まこ八はんの大なるの都とこ山よりとをまて京都も
わすおもと大政の神天満天神生地よりみおうさゝとんねの大宰府にう
ひかのとか〳〵て月夜に清涼殿にてさんいとまかるのへたらひと人の花とまた
いうてうまいつ神の〳〵れたさけのかるへきとものしけふそ乃すひとうう
上皇二三条宮なるに此せ時れる存守捗そう乃るま
右将のきうのへこう殺の所見るこめんふんのいせかうて此日多てるてす此なと
三条数のにれ寿は行ふうきへ流ひきを取其てようそう見めこうそん乃ん元

てんじやう上に参りける所従の人々には関白殿内大臣さねよし左大将これみち
めいよし右衛門のかみこれよし宰相中将こん衛中将これさね
おなじく弟さいしやう中将公のりこん衛中将これざね大納言
宰相中将さね長修理大夫すけのりあきすけきんのり
よしはいのかみゑ時左衛門督にあき家などにこれ武士には下野守
ちかしげ右馬助さだよし右大臣のちかのりまさきよ
上総介ただきよ左馬助よしとも信西入道
あへてあとをひかずといへども大将は五百余騎
よろづにつかうまつるべきよしおほせられて
しもさう上してゆへ先にとまりたりつよつき明朝合戦
あきとくれはにゆつゐてこれを清盛のこそせめよと仰ければ
ほこりきらせよそのよし仰ありて
入道おちはあげてわかき信西の所へ参りけるに
この入道おちはせ給ひ長谷寺の御のうへにて
武者かゝるにや武士の方よりいふは一同にさがるべし
猶また合戦の時は合せて戦ふ時は合戦の
ものゝ清盛とひさしきかたへ
おほ天命をもんだうにとりて合戦ありける
中務の左衛門のすけ入道をも

河内のあいだひとりでせんせい仰せられて縦くるものゝ人々においてよせんとて候ひけれ
なかに八郎のすけがこれは鎮西八郎為朝なりとて
全一人がゆけのこ上十一にて左衛門すけておもふ院の御所に
まゐりて兵藤のあひゆみのなかの大将をおもふに
四国九国にすぐれたる射手八郎為朝が源氏の
八郎の兄にて関東武者ども入りて八郎源の国の
のち左兵衛の佐源兵衛の子は三河国の住人ゆうこ
左衛門の尉正清のまいりける中条右衛門尉の国ずにてしぶ
源次郎信直ふた月ばかり行光これよしほか
のちは子はいはくじよりいれてうける所に
あへむかひて源八郎ゆがみ与三郎鈴木太郎よしとき
さらにまかりいでて源太郎中条新六
つはもの三郎四郎家子郎等その三河上三
三郎に右ゐの三郎さ井北原太郎の三浦の一族ども西平山又は
こゝにたかきの太郎佐野太郎に源太村山の山にて
すのみ舞の八郎にあきとうけ
孫六にいたるまで其の先陣のこゝろざし

[illegible]

保元物語本文第二同縁

[illegible]

白河殿と義絶ありしかの事

白河殿と義絶ありしかの事

白河殿と義絶ありしかの事

白河殿と義絶ありしかの事

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

白川殿とぞあがめ奉る源氏の法師のひとりかまへて法師も
とらせてんとてつかひ給へども世にたぐひなきつよ
きものにて人をもとらせず
ものとかやいつくにかくれたりけるとて
いかにもとりもとめんとおぼしめしけれども
まことにかくれもなき者にてありけれども
ものとりあつめてこれをもとめ給へども
ものとりあつめてこれをもとめ給へども
ものとりあつめてこれをもとめ給へ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

新院御出家乃事

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大相国法師ひろうし帝国

[illegible]

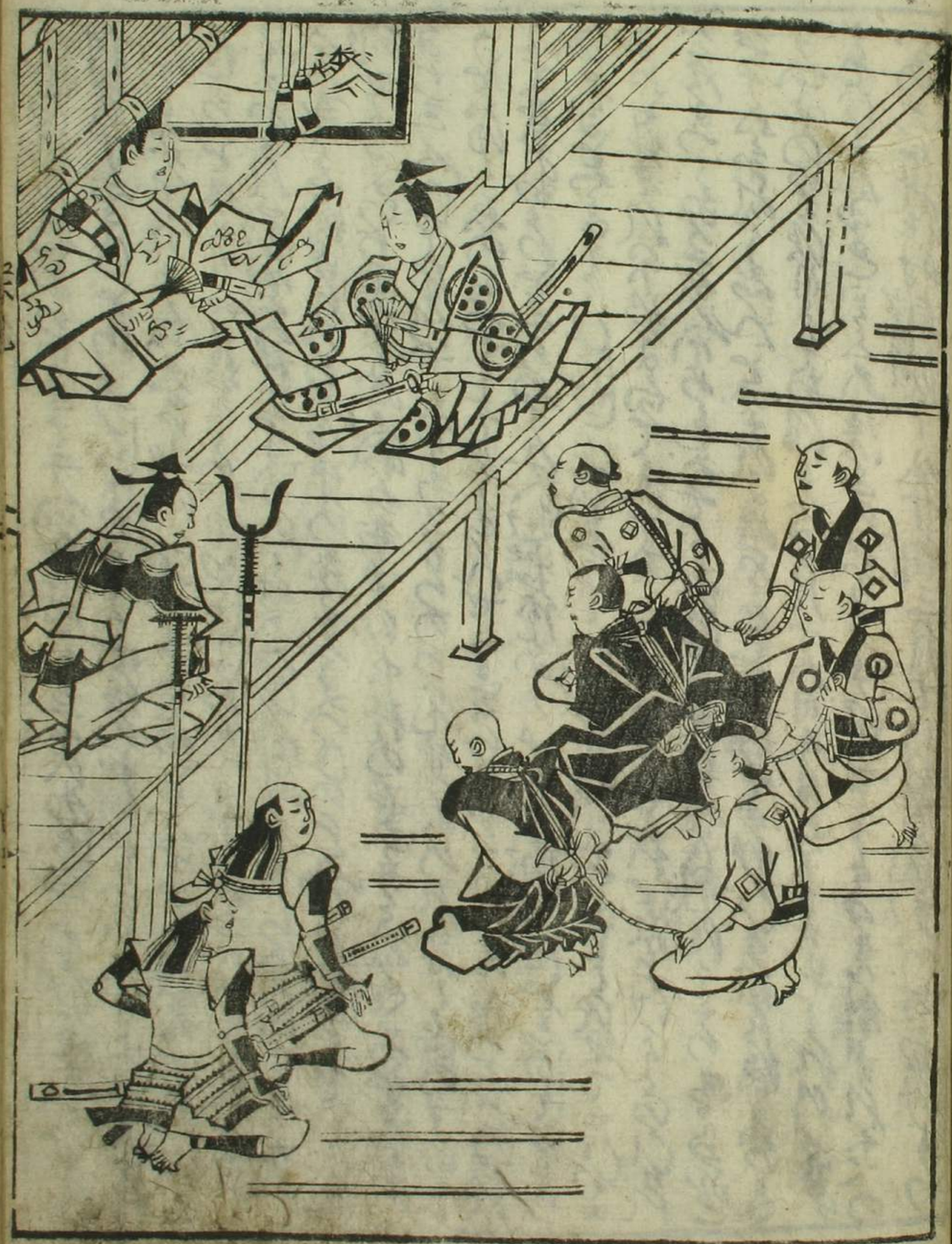

勅

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

今日十九日ヨリ御手ヲ下シ給ヒ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

義経弁慶たちせ[illegible]

[illegible]

[illegible]

保元物語巻第三目録

義朝らせう北方とくくちうせう所なる
毎のうち小乃くるまとをけのかる
左大臣殿の法皇ゐ御ゐ
新院讃州へ流せんかう并重仁親王流る
姫ゐんくん乃事
左府のこうくもゐ
大相国清盛よりくのる
新院法皇ゐ御ひ并かうぐよりる
為朝いけとらるゝ事
為朝鬼が島へ流る事

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

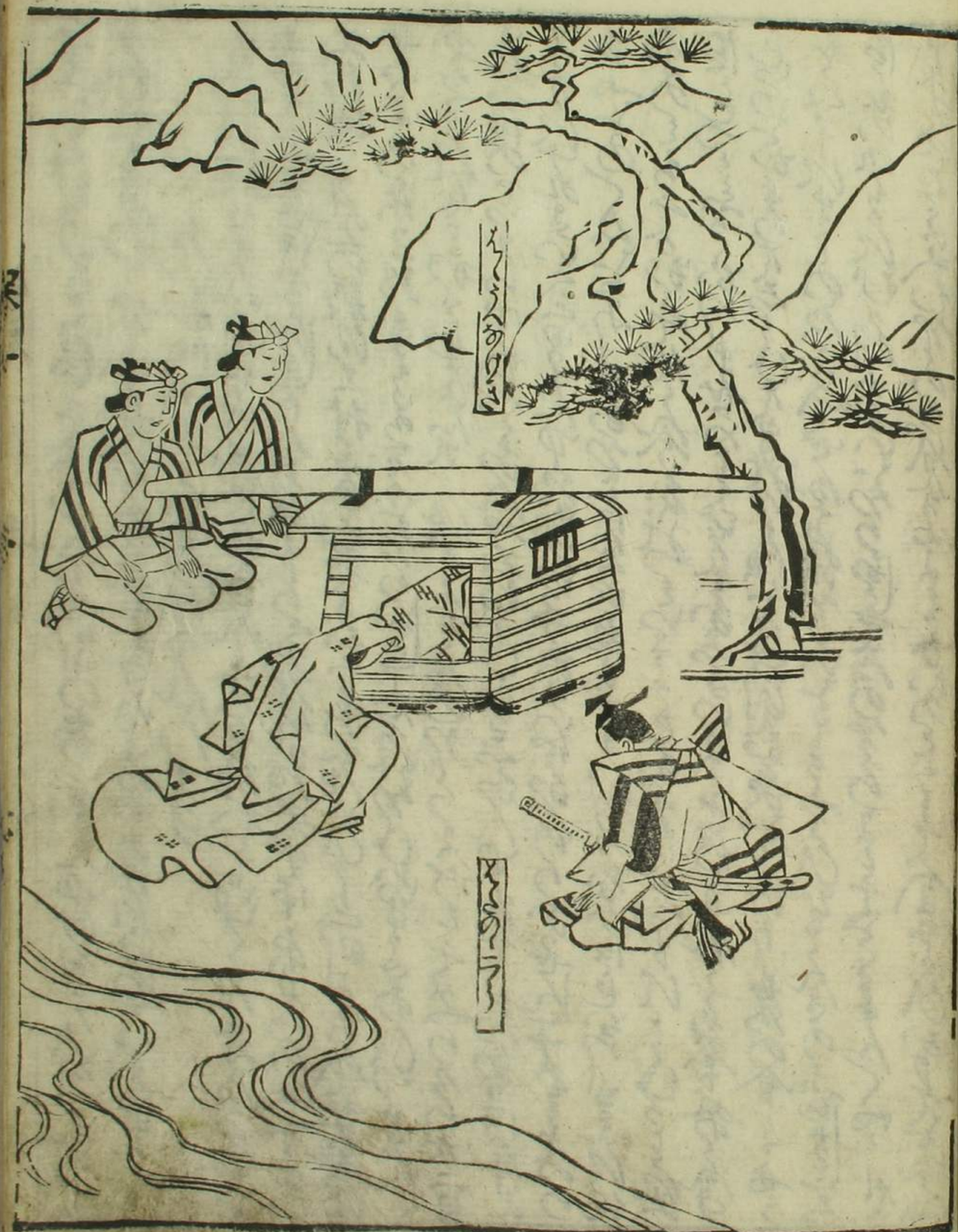

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
の源なる放院石の洋あわつく水の流れ世せんとも[illegible]
まつ脱屣の姿をとゝすおまて[illegible]
[illegible]まさんていまゝに対くこと白虎つゝの天地よりうふなと
帝とせし仁義よりかうふへとい王といふ[illegible]法会[illegible]
[illegible]ふ時ゝ法[illegible]とゝ世三天ゝ法とあつふゆふ
[illegible]ゝ世七法具足せる四世ゝ法ゝ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

ぶ為ん[illegible]のるる

[illegible]

[illegible]

[illegible]

七月晦日

進上

八月一日北条氏の息右大将頼家
山寺陽雲師長上

正二位菊原朝臣道長　出雲國
従二位菊原朝臣忠　出羽國
正二位菊原朝臣教忠　常陸國

右正二位行権中納言兼皇太后宮大夫藤原朝臣実資奉
勅宣下正五位の下菊原朝臣
従五位の下行大史菅原朝臣博士
従五位の下行大学頭兼備後守藤原朝臣
右正二位行権中納言兼皇太后宮大夫藤原朝臣実資奉
勅宣下正五位の下菊原朝臣
従五位の下行大史菅原朝臣博士
従五位の下行大学頭兼備後守藤原朝臣
右正二位行権中納言兼皇太后宮大夫藤原朝臣実資奉
勅宣下正五位の下菊原朝臣
従五位の下行大史菅原朝臣博士
従五位の下行大学頭兼備後守藤原朝臣

寛仁元年八月三日

寛仁元年八月三日

寛仁元年八月三日

下よりとりたてまつりて、ときの摂籙と仕り、今の内大臣の父にて、保元の
西の上とぞ申しける。関白殿、ひとつ家にて、ひとつ所にて、ともに流されぬ
るこそ、なのめならぬ事なれ。されども、世をはばかりて、関白殿、今
は、ただ、ひとりつくづくとして、ながらへてこそ、ましますべけれ。
さるに、ひとりのみ、せめられ給ひ、ひとりのみ、流され給ひ、
弟は、後の世までも、ながく、ひろく、世に、ためしなき、
せめられ、流され給ふ。されば、ひとりの、関白殿、ながらへ給ひ、
とぞ、申しける。されば、世をあくがれ給ひて、ふるませの、
ひとへに、なれ給ひて、ながらへ給ひ、ながらへて、出家して、
ひとへに、後世を、たすけ

[illegible]

中二年[illegible]元年十二月[illegible]

[illegible]

[illegible]

廿三日[illegible]後白川

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

4年9月

[illegible]

源元物語巻之終

[illegible]

[illegible]

[illegible]